

令和3年11月25日

報道機関各位

新型コロナウイルス感染症
イベントの開催制限について

本県におけるイベントの開催制限については、これまで国の方針に準じて実施しています。

国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更（令和3年11月19日付）を受け、11月25日以降、イベント等の開催に係る取扱いを別添のとおりとしますので、お知らせします。

今後とも、感染拡大防止に向け、県民への周知にご協力をよろしく申し上げます。

（添付資料）

- ・ イベント開催の制限

（改定内容）

- ・ 5000人超かつ収容率50%超のイベントについて、感染防止安全計画を作成し、県の確認を受けた場合は、収容定員まで上限人数を緩和（大声なしが前提）

県ホームページ 大規模イベント等の開催に伴う事前相談について

<https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/kenkou/corona/daikiboibent.html>

（問い合わせ先）

新型コロナウイルス感染拡大防止対策チーム

担当者 松田

電話番号 0776-20-0702

県庁内線番号 5605

イベント開催の制限

国の基本的対処方針に合わせ、イベント開催の制限を次のとおり改定

令和3年11月25日（木）から実施

イベントの種類	収容率 ※2	人数上限 ※3	
		感染防止安全計画策定あり※4	感染防止安全委計画策定なし
大声での歓声・声援等なし	100%	<u>収容定員まで</u> ※5	5000人 または 収容定員の50% のいずれか大きい方
大声での歓声・声援等あり ※1	50%	5000人 または 収容定員の50% のいずれか大きい方	

※1 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する
または必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当

※2 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）

※3 1000人を超えるイベントは感染防止策について県に事前相談

※4 感染防止安全計画は5000人超かつ50%超のイベントに適用

※5 緊急事態措置またはまん延防止等重点措置の区域に指定された場合は、別途人数上限を設定
（ワクチン・検査パッケージ制度により収容定員まで追加可）

※6 主催者は、自治体（県・市町）からの要請や業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守